

# 第7回江南市自治基本条例検討委員会 議事録（要旨）

日 時 平成21年8月25日（火） 午後3時～5時  
場 所 市役所3階 第2委員会室

## 議題：（仮称）江南市自治基本条例骨子案について 他

前回までの議論と幹部会の意見を受けてフィードバックした骨子案について、議論を行う。

### ～検討委員会議論～

#### ■前文について

- ・「国際平和都市宣言」が削除されているが残してほしい。昭和61年の宣言以来、行政と市民が共に平和問題に取り組んできた。江南市が誇るべき取り組みであり江南市の歴史としてとても大事な部分である。これからの課題としてだけでなく、取り組んできた経緯を表現したい。市民に意見を聞いた上で必要ないのであれば削除することとしたい。
  - ・一般市民は市が何宣言をしているのかを知らない。市民憲章のように一目でわかるように表現できないか。条例により市民が宣言類を気付くきっかけができたらと思う。
  - ・江南市には「国際平和都市宣言」のほかに「交通安全都市宣言」があり、来年には男女共同参画都市を宣言する予定である。一つ謳うとそのほかに入れるべきものが色々出てくる。宣言を条文本体に入れるのは具体的すぎるので、後につくる解説本において列挙するとしてはどうか。
- 条例で宣言の中身まで知る必要はないが、現代の課題は入れるべきである。住民自治、国民主権の原理を条文レベルで謳うのと同時に、この条例で何を実現するか課題がないと、抽象的に原理を述べて終わりになる。課題を解決するためにはこのような原理が必要なのだと言うために、課題は挙げたほうがよい。
- 普遍の原理を定めるというよりも、戦略計画を実現するための有効期限のある条例をつくらうと議論してきた。よって、挙げるべき課題は10年間を期限とした戦略計画に書き込まれるくらいの時代的課題であると思う。
- なぜ信長、秀吉なのか。横田喜三郎など、江南市が誇れる偉人を挙げたほうがよいのではないか。「武功夜話」は「歴史」ではなく「文学」であることも含め、表現を改めて見直すこととする。
- ・時代的課題を前文で挙げて、再度みんなのまちづくり課題を詳しく書くのか、再度課題を謳う必要はないとするのか、検討する必要があると思う。

#### ■言葉について

- 以下の3点について、言葉を統一する必要があるのではないか。

①「公共的」と「公益的」

⇒（1）市民、（9）自治

②「年齢、性、国籍など」と「年齢、性、国籍、職業等」

⇒平等の原則、まちづくり活動での対等性

③「市は」と「市の執行機関は」

⇒まちづくり組織への市の執行機関の支援、まちづくり活動での対等性、市政に関する情報

## の公開、個人情報の保護

- ・平等の原則とまちづくり活動では次元が違う。市民に平等の原則のため職業は関係ないが、まちづくりでは職業を生かして取り組むこともあるため職業が関係ある。職業を入れるか入れないかは使いわけるべきである。
- 職業を生かして組織に加入することはあるが、市民はまちづくり活動に職業とは関係ないところで参加する。よって、まちづくりにも職業を入れる必要はない。
- 骨子案では、NPOはまちづくりのために構成された組織であるように受け取れる。「NPOなどのように、まちづくりのために構成された組織」を「まちづくりのために構成されたNPOなどの組織」と表現した方がよい。
- ・条例で定義する「まちづくり」は、NPO法17分野の「まちづくり」とは違う。言葉の定義を理解する必要がある。

## ■男女共同参画について

- 前文で男女共同参画を謳うとし、課題として男女共同参画の推進を挙げる。また、平等の原則や対等性の部分に「性」を挙げることで、男女共同参画は原則であり条例に入っていると理解できる。よって、前文に重要な課題として入れることを条件に、男女共同参画の原則と付属機関等における男女共同参画の推進は削除する。

## ■公益通報制度について

- ・多治見市では3項にわたって公益通報制度を謳っている。市民の信頼を損なう行為が行われ、市政を妨げるようなことを知った場合に、その事実を放置し、隠してよいのか。市職員の責務として条例の一項目に入れるべきだと思う。
- ・現実に公益通報制度はある。条例に入れなくても公益通報制度は正式な制度としてあるため、あえて入れる必要はないのではないかな。
- ・市民は公益通報制度の存在を知らない。また、職員間で公益通報制度は理解されているのか。市の憲法としてつくる自治基本条例は、市民が知り、納得するように開かれた内容にすべきである。条例に書くことが行政への信頼になり、市民との信頼関係をつくることにつながる。
- ・市職員の責務で「職務を遂行します」と言い切っている。公益通報制度は職務、手段の中の一つであり、職務、手段を挙げると公益通報のみではなくなる。あえて公益通報のみを謳う必要はない。
- ・多治見市では「市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは」となっているのに対し、骨子案では市の中の職員のみ公益通報である印象を受け、ニュアンスが違ってくるように感じる。委員会の意見を参考に整理し検討する。
- ・公益通報制度は、市以外にも民間企業など様々な組織でつくられている制度である。広い範囲を含んでいるのに、市職員の責務でのみ謳うことに違和感をおぼえる。
- ・条例でいう公益通報制度とは、市職員が自分達で自分達を律するために作った制度だと思っていた。市の中で問題が起こることを事前に防ぐために作った制度ではないのか。市民を含んだ通報制度とし、あえて広く市民を巻き込んで謳うことに違和感をおぼえる。
- ・市職員の責務以外の項目で関連づけて謳ってはどうか。  
⇒情報公開制度、みんなのまちづくり課題など

- ・ 条例でいう公益通報制度はあくまで市職員にのみ適用される制度をいう。江南市がつくったものも市民を対象にはしておらず、市職員のことだけの制度である。
- 公益通報制度は範囲が広いが、自治基本条例では市民と行政との約束事を取り決めることを念頭に、表現を検討することとする。条例に入れて職員の決意表明として表現するのか、それは遠慮するとするのか、整理して次回説明してほしい。

### ■権利救済制度について

- ・ 多治見市では4項にわたって細かく権利救済制度を表現している。「将来住みよいまちを作っていきましょう」というときには様々な問題や苦情がでてくる。地域の人たちが提起する様々な問題を受け入れる制度が必要なので残してほしい。
- ・ 一般の市民は弱者の立場もあり、公益ということになると、弱い立場の者に負担がいくこともある。よって、権利救済制度は残してほしい。
- ・ 「苦情」という表現を入れると「苦情」を誘導しかねない。「苦情」という表現は条文から抜いた方がよい。
- 「苦情等」の言葉の言い回しがきつい印象を受ける。多治見市の表現は柔らかく受け入れやすく、比較してもそのように感じるため、表現を検討し整理して次回説明する。

### ■地域の自治力の向上について

- ・ 地域の力、住民の力をもっとレベルアップすることは条例制定の大前提である。住民同士が解決すべき問題を市に対して言うのは制圧である。事実としてあるとのことだが、解決のためには、まちづくりの末端の単位で地域課題を解決していくまちづくり協議会のような組織を作る必要があるのではないか。自治基本条例はそれを束とする条例となる。
- ・ 今の江南市は区や町内会など地域の単位がはっきりしない。よって、市民がお互いに協力し合うという一般的な項目を入れてはどうか。条例制定後にまちづくりをどのように進めていくか、協議会のような組織をつくるなど検討する必要が出てくると思う。
- ・ 協働によるまちづくりの推進の中に「市民の自治的な問題解決」を項目として入れてはどうか。地域でできることは地域で解決すると市民の決意表明となる。税金を払っているから何でも苦情は行政としてはいけない。
- 市民のまちづくり組織の活動への参加は「参加」に限定し、協力しての部分は新たに追加する小項目「自治」に移すこととする。
- 「参加」して「自治」を行うというよりむしろ順序は逆なのかもしれない。「地域の自治力の向上」を小項目に入れ、その上で「参加」とするのがよいのではないか。

### ■策定スケジュール（案）について

- ・ 委員会で作成した条例案がそのまま条例になるわけではなく、策定までにはいくつかのハードルがある。しかし、委員会でできた案が幹部会で修正され、また議会でも修正されるということではない。幹部会はあくまで幹部会の意見だと理解し、条例を作成するステップを大切にする必要はある。

### ◆議会について

- ・ 議会の責務が随分抹消されている。委員会の意見が誤解されているように感じるので議会と懇

話会ができないか。議員は市民の代表であり一緒になってつくる必要がある。話し合えばわかる気がする。自治基本条例という重要な条例をつくるのだから、お互いに肩肘はらないで話し合う場がほしい。

- ・幹部会に対し、議会の責務の項目をどのように説明したのか。なぜ行政が議会の責務（説明責任）について削除すると意見したのか。削除するのであれば理由がほしい。
  - ・議員がざっくばらんに意見できる段階で、前もって話し合ったほうがよい。ある程度形が固まった段階では、責任ある立場での発言を意識し体裁を考えるため率直な意見が出にくい。
  - ・議員に巻き込まれるのではなく、対等に意見が言える場を持つことが必要である。出来上がった条例が議会で覆るのではいけない。
  - ・議員数人と話し合っても、議会の意見にはならない。議員との懇話会ではなく、市民向けに開いた会について全議員に招待状を出し、議員が積極的に来る会とした方がよいのではないか。日進市や一宮市ではその様に対応した。
  - ・江南市を変えていこうとしており、市民も行政も一生懸命変わろうとしている。議会も歩み寄りなければいけない。
- 検討委員会のメンバーを決めるときにも、議員が入る、入らないとか、議会サイドで特別委員会をつくるなど様々な話があった。しかし、委員会に議員が入ると率直な意見が出にくいとの話があった。よって、議員には全員協議会の場で意見をいただき、その意見を検討委員会に持ち帰り議論を進めるのがよいと考える。
- 委員会の公募委員が議会との懇話会を希望する旨を中田会長に伝える。それを受けて会長が書面にして議会に依頼をするとしてはどうか。

#### ◆シンポジウム・市民説明会について

- ・11月2日に全員協議会で議会への報告となっているが、本当はその前にシンポジウムのようなものがあるとよい。
  - ・シンポジウムは自治基本条例の必要性や意義について一般的な考え方を理解いただく場であり、12月下旬にすいとびあで一回行う予定にしている。10月、11月は他の行事が立て込んでいるためこの時期の開催となる。
  - ・今のところ、シンポジウムに有識者を招く予定はない。委員会から講演等をお願いしたいと考えている。議員については、シンポジストに入れる予定もなく、オープン参加をしていただく予定である。
  - ・市民説明会はシンポジウムより具体的に、江南市の自治基本条例について骨子案の内容説明の場と考えている。最低10小学校区には行く予定である。
  - ・市民に説明する場を大切にしないといけない。おろそかにすると、条例ができたときに「勝手に作った」との思いができ、市民の条例ではなくなってしまう。
  - ・市民に対する説明会の機会をもう少し増やす必要があると思う。戦略計画作成時にそのように感じた。ある程度形ができていると意見しにくいいため、市民説明会をシンポジウムより先に行った方がよいのではないか。
- 委員会メンバーは条例の意味を理解しているが、一般市民の方は知識が何もない。よって、市民説明会の前に「なぜ自治基本条例が必要か」との基本的な話をするシンポジウムが必要である。シンポジウム出席者が考えを持って地域に帰り、説明会で個別の意見を話してもらえると

よい。その後、必要であればまとめのシンポジウムを行う。予算の問題があるとのことなので、時期としては平成 22 年 4、5 月になると思う。

○最終、議会で議決するのは来年の 12 月を予定している。それまでのスケジュールについては様々な可能性が考えられ、検討委員会の意見も反映させるべき部分だと思う。

### ■住民投票制度について

○住民投票制度にある 6 分の 1 の規定がきついと感じる。他市の条例の数字や表現方法を参考に検討し、次回説明していただきたい。

### ■広報について

- ・委員会の取り組みを周知するために、広報紙などのホームページ以外の媒体で広報することも考えてほしい。12 月に突然シンポジウムを行うのではなく、今、継続して取り組んでいることを市民に知らせていく必要がある。
  - ・広報紙は 1 ヶ月に 1 度の発行である。1 ヶ月前に記事の締め切りがあり時期的な問題がある。ホームページはタイムリーな情報を周知できる。
  - ・市民の中でホームページを開く人はわずかである。目線を市民サイドに合わせていかないと情報は伝わらない。
  - ・若い人は広報紙に目を通さない。
- 広報紙に限らず、様々な媒体で工夫して委員会の取り組みを周知することを検討いただきたい。